

日本貸金業協会の証であるシンボルマークが「安心・信頼の目印」として役割を果たしています。

## 貸金業に安心と信頼を

### 貸金業界の自主規制機関

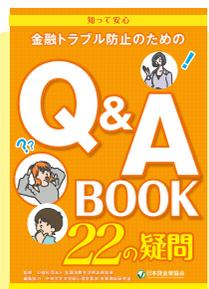
平成19年12月に内閣総理大臣の認可を受けて設立された日本貸金業協会は、協会員への指導等を通じて消費者の皆さまの利益の保護と貸金業界の健全化をはかります。

### 皆さまの身近な相談機関

消費者の皆さまが気軽に利用できる相談・苦情処理手続・紛争解決手続受付窓口を開設。  
借入れ・返済などに関する相談や貸金業者に対する苦情などを受け付けます。

### 消費者啓発

消費者啓発にも積極的に取り組んでいます。



### 啓発資料も無償で配布

当協会のホームページにてお申込みを承っております

監修:公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
編集協力:中央大学文学部 心理学専攻 有賀敦紀研究室

### 消費者啓発に関するお問い合わせ先



日本貸金業協会  
教育研修部 消費者啓発課

TEL

03-5739-3018

消費者啓発

## 貸付自粛制度

◎本人が、自らに浪費の習癖があることや、ギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により、自らを自粛対象者とする旨を日本貸金業協会に対して申告する制度です。

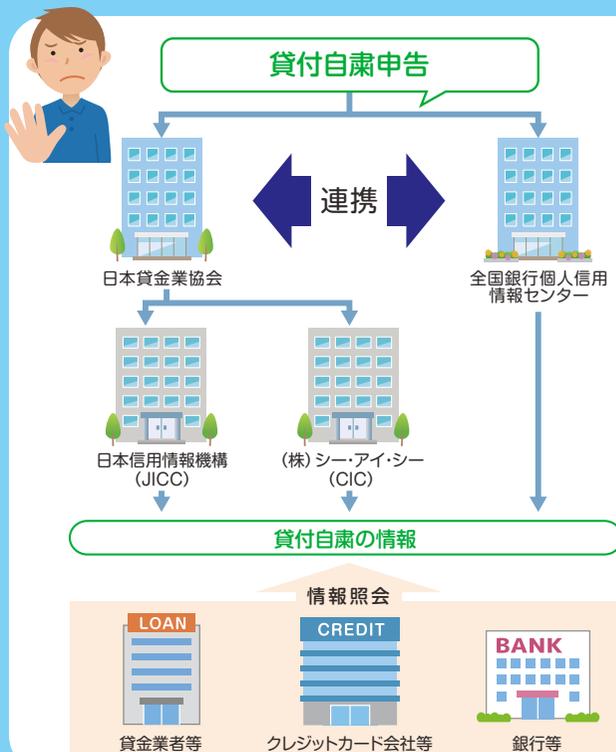
※自粛対象者とは、本人が貸金業者に申し金銭の貸付けを求めてもこれに応じないこととするよう求める対象となる個人を指します。

◎申告された情報は個人信用情報機関(JICC、CIC、全国銀行個人信用情報センター)に登録され、加盟会員が照会した場合に提供されます。

◎登録期間は5年以内です。ただし、登録から3ヶ月間は撤回できません。

### 申告できるのは本人のみです。

家族が手続きすることは原則できません。(ただし法定代理人等の場合を除きます)



### 申告方法は

Web、郵送、来協の3つの方法があります。



貸付自粛

## 貸金業相談・紛争解決センター

ご案内

相談無料



本人だけでなく、家族、友人、知人からでも相談はお気軽にどうぞ!

0570-051-051  
ナビダイヤル®

050-3494-7988

03-5739-3861

受付時間：9:00～17:00

(土・日・祝休日・年末年始休業日を除く)

〒108-0074

東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F



相談センター

日本貸金業協会

検索

ホームページ

<https://www.j-fsa.or.jp>

# 相 談

## 〈一般相談〉

「登録業者かどうか確認したい」「契約内容に不明な点がある」「ヤミ金融について相談したい」などの相談を受け、適切な助言を行います。

## 〈債務相談〉

「多額の借金を抱え返済に困っている」「借金の整理方法がわからない」といった相談には、債務状況や返済能力などを把握した上で、必要な助言や他の相談機関の情報提供などを行います。



 **0570-051-051**

**050-3494-7988**

**03-5739-3861**

受付時間：9:00～17:00

(土・日・祝休日・年末年始休業日を除く)

## 多重債務の改善や再発防止のための 「生活再建支援カウンセリング」

「借金は整理できたが、家計管理が苦手な今後の生活が不安」「依存的な行動によって生じた金銭問題がある」といったケースには、再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行っています。



### ① 電話で相談

まずは相談ください。



### ② 状況の確認

カウンセラーがお話を伺います。



### ③ カウンセリングの開始

個別の状況に応じたサポートを開始します。

## 〈家族からも相談できます〉

債務問題を抱え、その再発防止を希望する本人や家族の方からの相談を受付けております。なお、家族へのカウンセリングは、債務を負っている本人への効果も考慮し、原則として同居の家族が対象となります。状況により、一般相談の対応も含め、お話を伺える場合もありますので、まずは電話にてお問い合わせください。

## 〈家計の健全性回復〉

カウンセラーが生活再建の実現に向けて家計管理の向上を支援します。当協会ホームページの「家計やりくりチェック」もご利用ください。

※貸金業者から借入れをしている方が対象です。



## 苦情処理手続

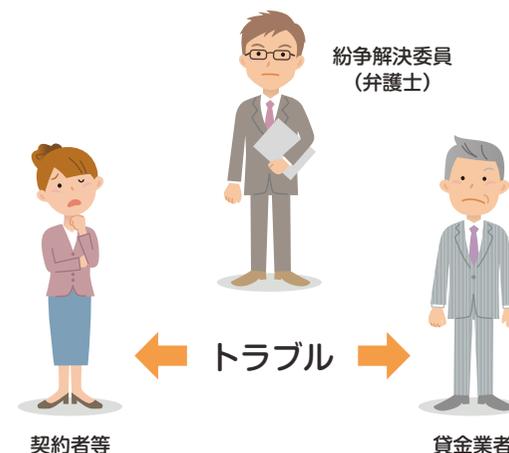
**有料** 紛争解決手続 (ADR)

## 〈苦情処理手続〉

契約者等(申立人)と貸金業者との貸金業務等に関するトラブルについて、契約者等から不満足の説明があった場合は、苦情として受け付けます。苦情の申し出があった方への助言や、苦情内容及び事実関係の確認のほか、必要に応じて対象となる貸金業者に業務の是正や改善を求めます。苦情が解決しない場合、紛争解決手続(金融ADR)への移行申立が可能です。

## 〈紛争解決手続(金融ADR)〉

紛争解決手続(金融ADR)は、契約者等と貸金業者との貸金業務等に関する紛争につき、日本貸金業協会の紛争解決委員(弁護士)が、中立公正の立場で両当事者の交渉を仲介し、和解案を提示して和解による解決を図る制度です。



紛争解決手続受付窓口(直通)

**050-3494-7993**

**03-5739-3863**